

19 果樹・茶支援対策事業

【6,723（7,528）百万円】

対策のポイント

- ・果樹・茶において、改植及びこれに伴う未収益期間に対する経費支援を実施し、産地の競争力向上に向けた品目・品種への転換を促進します。
- ・果樹において、改植以外にも小規模園地整備など産地の構造改革を進めるほか、計画生産・出荷の推進や需給安定対策、加工流通対策を実施します。

<背景／課題>

- ・永年性作物である果樹及び茶については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっています。
- ・果樹産地においては、後継者の減少、高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が急速に進展しています。

政策目標

- 果樹：優良品目・品種への転換が進捗することにより約98億円の経済効果（産出額）（平成26年度）
- 茶：品質向上や茶種転換を通して価格が上昇することにより約22億円の経済効果（仕上茶販売額）（平成25年度）

<主な内容>

1. 果樹・茶における未収益期間対策

果樹及び茶の優良品目・品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援を行います。

2. 果樹・茶産地の構造改革や果実の需給安定及び加工流通対策

果樹に加え、新たに茶の改植に要する経費を支援し、優良品目・品種への転換を進めるとともに、果樹についての小規模園地整備、計画生産・出荷の推進や緊急的な需給調整対策、自然被害果実の流通対策、契約取引の強化や加工原料供給の安定化を図るための加工流通対策を総合的に行います。

果樹・茶支援対策事業 6,723（7,528）百万円
補助率：定額、6/10、1/2、1/3
事業実施主体：農業者団体、（財）中央果実生産出荷安定基金協会

お問い合わせ先：

果樹対策分 生産局園芸作物課（03-3502-5957（直））
茶対策分 生産局地域作物課（03-6744-2117（直））

果樹・茶の未収益期間に着目した経営安定緊急対策の推進

永年性作物である果樹及び茶については、資材費高騰や価格の下落等により農業所得が低下し、収益性が悪化していることから、未収益期間を伴う改植が進まない状況となっているため、支援対策を緊急的に実施することで改植を促進し、産地の収益力の強化と農家の経営安定を図る。

果樹産地の状況

競争力のない品種の供給は価格低迷を招くとともに、品目全体等の価格にも悪影響。

→優良品目・品種転換が急務。

例：かんきつ

　　極早生→不知火(デコポン)
　　　【長崎、熊本 他】

りんご

　　つがる→シナノスイート
　　　【青森、長野 他】

産地でまとまった改植を行い、出荷数量の確保を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

茶産地の状況

老園化による茶葉の品質低下は茶価格の低下を招く。

→茶園の若返りが急務。

例：計画的な大規模改植 【静岡 他】

　　実需者ニーズに即した品種・茶種への転換

　　やぶきた→べにふうき

　　　【静岡、鹿児島 他】

　　煎茶→玉露 【京都 他】

荒茶加工場等の単位でまとまった改植を行い、品質の向上を図る必要があるが、収益性の悪化により取組が進まない状況。

未収益期間に対する支援を緊急的に実施し、産地の競争力向上に向けた改植等を促進

※面積単価×支援年数を初年度に一括交付

○果 樹 : 5万円／10a × 改植の翌年から4年分

(下限面積: 5a)

果樹の改植1年目の諸経費は果樹経営支援対策事業で支援

○茶(改植) : 4万円／10a × 改植の実施年から3年分

(下限面積: 荒茶加工場の単位で、面積が20a又は茶園面積の1割以上)

茶の改植自体に対する支援を新たに措置(12万円／10a)

(参考1)未収益期間

果樹: 5年程度(早期成園の場合)

茶: 3年程度

(参考2)改植後の育成経費(肥料代など)

果樹: 10万円／10a程度

茶: 8万円／10a程度